令和８年度　三鷹市認知症ピアサポート推進事業補助金
対象事業公募要項

１　事業の目的

認知症ピアサポート事業等を実施する法人に対し、経費の一部を補助することで取組を推進し、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とします。

２　申請期間

令和８年４月１日（水）から４月 15 日（水）まで

３　補助対象等

⑴　補助対象者

市内に主たる活動の拠点を有し、かつ、認知症ピアサポートをはじめとする医療機関と連携した認知症ケアに関する活動実績を有する認定特定非営利活動法人

⑵　補助対象期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日

４　対象事業

⑴　認知症ピアサポート事業

当事者同士がピア（仲間）としての支援を通じ、当事者本人の不安を軽減し、孤立を防止し、及び希望ある暮らしを後押しする取組

⑵　認知症ピア活動支援事業

認知症ピアサポートの活動を行う当事者を支えるため、活動の企画、運営等の後方支援をすることで、安定した活動環境を確保する取組

⑶　本人発信支援・普及啓発事業

当事者自らの言葉で思いや考えを社会に広く伝えることができるよう支援するとともに、それにより市民の認知症への理解を普及し、及び関心を深めるための取組

⑷　その他

認知症の方を介護するご家族を支援する取組（医療機関連携型の講座開催等）等の市長が特に必要と認める取組

５　申請手続

⑴　申請方法

提出物に必要事項を記載の上、募集期間内に郵送、窓口または電子メールにて提

出してください。なお、申請する場合は事前に連絡くださいますようお願いします。

(2) 提出物

提出書類等	部数	備　考
三鷹市認知症ピアサポート推進事業補助金交付申請書	１部	様式第１号
事業計画書： 補助対象期間における実施予定事業の内容等	１部	任意様式
収支予算書： 補助対象期間における実施予定事業に係る収支予算	１部	任意様式
法人の概要が分かる書類： 定款、構成員の名簿、活動実績資料等	１部	任意様式

(3) 提出先

宛先：三鷹市健康福祉部高齢者支援課介護予防係
住所：〒181-8555 三鷹市野崎一丁目１番１号
メールアドレス：koreisha@city.mitaka.lg.jp
電話番号：0422-29-8388　　FAX 番号：0422-48-2813

６　交付決定

(1) 書類審査

提出書類の内容等を審査し、補助金対象となる事業者を選定します。

※プレゼンテーションは原則実施しませんが、提出書類の内容について不明な点等がある場合は、ヒアリングやメールによる質問等を行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

令和８年４月 30 日（木）までに、申請のあったすべての事業者に対し、「三鷹市認知症ピアサポート推進事業補助金交付決定通知書」にて審査結果を通知します。

なお、評価の内容、審査の経過等についての問合せには応じません。

＜申請と審査の流れ＞

応募　４月１日（水）～４月 15 日(水)締切

▼

書類審査　４月中旬から下旬

▼

交付決定　４月 30 日（木）までに通知

７　補助金額

下表に定める対象経費の実支出額から寄附金、利用料金その他の収入額並びに交付金及び他の補助金の受入額を控除した額（補助限度額 **1,000 万円**）

※毎年度の予算の範囲内で交付します。

※1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

対象経費
報酬、給料、従事者手当等、共済費、報償費、旅費、交際費、需用費、燃料費、光熱水費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他市長が特に必要と認めた経費

８　補助金の支払い

補助金の交付が決定し請求を三鷹市に提出した後交付します（概算交付）。

補助対象期間終了後、精算となります（余剰金の返還等）。

９　実績報告、額の確定・精算

事業完了後 30 日以内又は令和９年３月 31 日までのいずれか早い日までに、「三鷹市認知症ピアサポート推進事業実績報告書」と必要書類を提出してください。

実績報告書等を確認し、事業が適正に実施されたと認められる場合、補助金額の確定を行い通知します。額の確定により不用額が生じる場合は、返還について併せて通知しますので速やかに返納をお願いします。

10　補助金交付要綱

本補助金に応募する際には、三鷹市認知症ピアサポート推進事業補助金交付要綱（三鷹市ＨＰに掲載）を熟読し、その内容を理解したうえで応募いただきますようお願いします。

11　問合せ先

三鷹市健康福祉部高齢者支援課介護予防係

住所：〒181-8555　三鷹市野崎一丁目１番１号

電話：0422-29-8388

koreisha@city.mitaka.lg.jp